

船舶事故調査報告書

令和6年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年5月4日 14時51分ごろ
発生場所	高知県須崎市ツヅラ崎南方沖 白ノ鼻灯台から真方位220° 1.6海里付近 (概位 北緯33°24.6′ 東経133°26.5′)
事故の概要	プレジャーボート龍神丸は、帰航中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年5月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 龍神丸、4.91トン
船舶番号、船舶所有者等	290-34633高知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口、プロペラシャフト、プロペラ翼及び舵板に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せていた。</p> <p>船長が、機関を停止して本船を漂泊させた後、船長及び同乗者3人は、流し釣りを始めた。</p> <p>船長は、南方からの風により本船がツヅラ崎南西方沖に圧流された際、釣りを終えて帰航することとした。</p> <p>本船は、船長が航程を短縮しようとしてGPSプロッター及び目視によりツヅラ崎との距離を見ながら約10ノットの対地速力で南東進中、ツヅラ崎南方約400m沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故の発生を118番通報した後、機関を後進にかけ、本船を離礁させたが、機関が停止して始動しなくなったので、投錨した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により高知県土佐市宇佐港にえい航された。</p> <p>海図W108（室戸岬至足摺岬）には、ツヅラ崎南岸から南方約600mにかけて危険界線*1で囲まれている海域（以下「本件危険海域」という。）が示されている。（図1参照）</p>

*1 「危険界線」とは、危険物存在の注意を航海者に促すものであり、多数の危険物を含んだ範囲を区域で示し、航行上安全でない区域を示すものをいう。

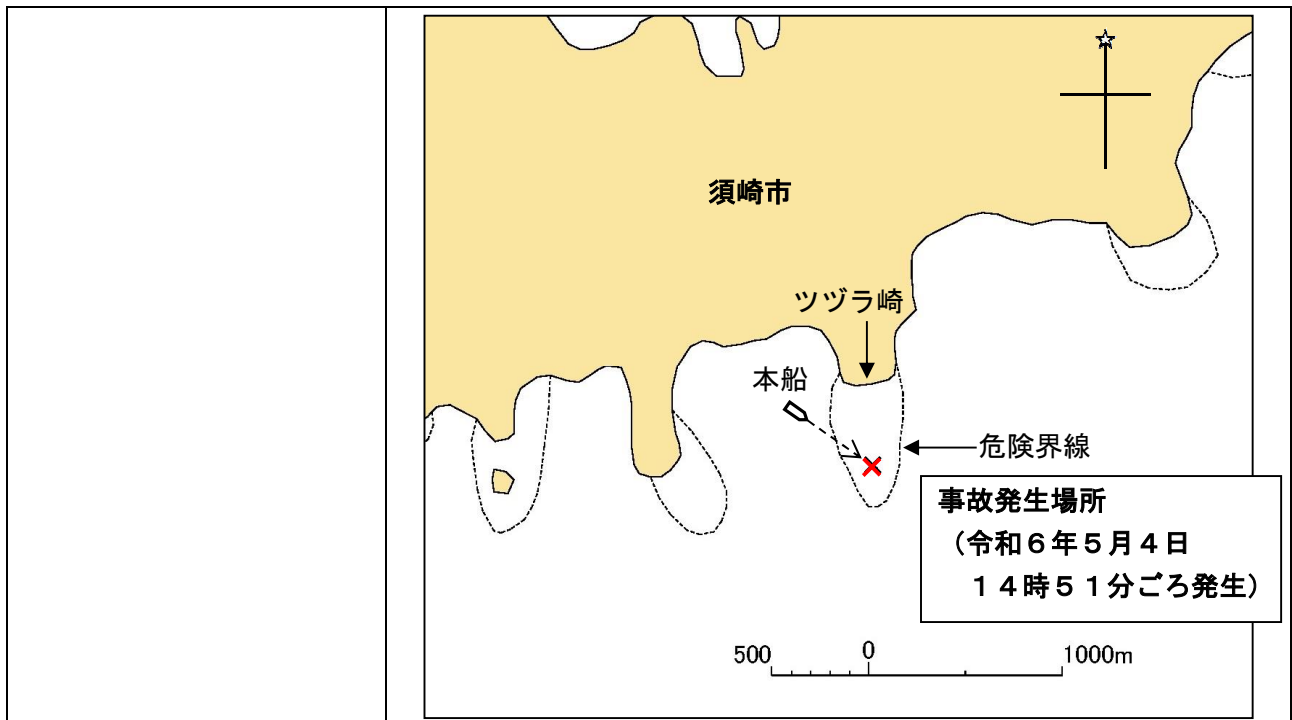


図1 事故発生経過概略図

船長は、ツヅラ崎南方沖に浅所が多数あることは知っていたものの、本件危険海域の詳細な位置を把握しておらず、帰航中、ツヅラ崎との距離が離れていると思い南東進したが、流し釣り中に南方からの風により陸岸近くまで圧流されていたので、一旦、南進してツヅラ崎から十分に離れてから帰航すれば良かったと本事故後に思った。

<p>分析</p>	<p>本船は、ツヅラ崎南西方沖で釣りを終えて帰航中、船長が、同崎南方沖に浅所が多数あることは知っていたものの、本件危険海域の詳細な位置を把握していなかったことから、本件危険海域に進入して本件浅所に向かっていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、ツヅラ崎南西方沖で釣りを終えて帰航中、船長が、本件危険海域の詳細な位置を把握していなかったため、本件浅所に向かっていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、事前に水路調査を十分に行い、危険物が存在する海域や浅所から十分な距離を隔てて航行すること。